

2015年OECD閣僚理事会 閣僚声明 「持続可能な成長と雇用のための投資の解放」

1. 6月3、4日、2015年OECD閣僚理事会に際し、我々¹は、議長国蘭並びに副議長国チェコ、フランス及び韓国の下に集まり、より強く、包摂的で、グリーンな成長を促し、生産性を向上させ、より良い雇用をより多く創出するため、いかに投資を解放するかを議論した。
2. 我々は、アンヘル・グリア氏が、2016年6月1日から2021年5月31日までの任期で、OECD事務総長に再任命されたことを歓迎し、OECDの重要性と影響力を強化するための同氏のリーダーシップ及び尽力に祝意を表し、「より良い暮らしのためのより良い政策」の実現に向け引き続き協働していくことに期待している。
3. 2015年における4つの重要な国際プロセス²を通じて、短期及び長期的観点から、包摂的で、環境面で持続可能な世界経済のための政策を実現することの重要性は、一層増すことになる。我々は石油価格の低下及び多くの国における金融緩和政策による全般的な好影響を確認し、緩和的な金融情勢が実体経済の改善につながることを確保するよう努める。我々は、成長の可能性を高め、雇用を増加させ、経済のレジリエンスを強化するため、構造改革の重要性を強調する。需要を支え、投資を促進し、デフレーション傾向を防ぐための施策が引き続き必要であることに合意し、力強い回復のためには財政、金融、構造政策のバランスのとれたアプローチが必要であることを強調する。
4. 我々は、G7・G20の取組への貢献を含め、国際的な政策環境においてOECDが重要な役割を果たしていることを認識する。我々は、長期的な分析のためのツールを含む、分析のための枠組み及び手法を充実させるため、OECDが取り組んでいることを力強く感じている。特に、経済的課題に対する新たな

¹ オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、EUの閣僚及び代表

² アディスアベバにおける開発資金会議、ニューヨークにおける持続可能な開発目標に係る国連総会、パリにおけるCOP21、ナイロビにおけるWTO閣僚会合

アプローチ（NAEC）イニシアティブの最終統合報告を歓迎し、How's Life やグリーン成長指標に係る OECD の取組を含む、GDP を超えた指標の重要性を認識する。我々は OECD に対し、主要刊行物において、包摂的成長及びジェンダー平等の取組を含む多面的分析の主流化を要請する。我々は、より包摂的な成長と質の高い雇用の実現に向けて、格差への対応の重要性及び社会的対話の価値を認識する。

5. 今日、世界における官民の投資は経済危機前の水準に留まっている。我々は、2015 年閣僚理事会の中心テーマに沿って、持続可能で包摂的な成長の促進、雇用創出の推進、低炭素でレジリエントな経済への移行の支援のために生産的投資が必要不可欠な役割を有していることを認める。信頼を高め、好ましい環境を整備し、より良い規制と目標を絞った公的支出を実現することによって投資を解放する必要性を強調する。
6. 我々は、雇用創出の支援及び民間投資の増大に向け、インフラを含む公的投資の量、質及び効果を高めるための政策について意見交換を行った。本年の OECD エコノミック・アウトルックが投資に焦点を当てたことを歓迎し、OECD が引き続き投資動向を注視し分析を続けることを要請する。我々は、投資に関するベスト・プラクティスを集め共有するためのプラットフォームとしての投資の自由化（FOI）ラウンドテーブルの取組を続けることを要請し、途上国及び他のパートナー（ビジネス界、市民社会及び国際機関を含む）との協働を奨励する。我々は、OECD 投資のための政策枠組み（PFI）に係る勧告及びその改訂を歓迎し、持続可能な開発目標（SDGs）の文脈を含め、その幅広い活用を奨励する。我々は OECD に、各国が政策改革の進展状況を把握できるように、PFI 指標の開発を検討することを求める。
7. 我々は、OECD/G20 税源浸食・利益移転（BEPS）プロジェクト及び税に関する自動的情報交換に係る進展を歓迎する。我々は、実質受益者の情報の入手可能性、質及び正確性を改善するため、全ての国・地域に対し、税務行政執行共助条約への参加及びその実施を求め、多国間の権限のある当局の間の合意（MCAA）への署名を促す。我々は、共通報告基準（CRS）を 2017 年又は 2018 年までに実現するとのコミットメントを歓迎する。税の透明性と要請に基づく情報交換については、要請に基づく税務情報交換に係るグローバル・フォーラムの基準を順守できていない国に対する可能な範囲のより強固なインセンティブ付与と実施に向けたプロセスを検討する OECD の更なる作業を支持する。

8. 我々は、OECD コーポレート・ガバナンス原則及び国有企業（SOE）のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインの改定に向けた進捗を歓迎する。我々は、OECDが責任ある企業行動（RBC）に関し、多国籍企業（MNE）行動指針を土台として、現状のとおり、全てのステークホルダーが関わる形で取組を続けることを奨励する。我々は、OECD 国際投資及び多国籍企業に関する宣言、及び、同宣言を非加盟国が受け入れることの重要性を再確認する。我々は、MNE 行動指針への加入を広げるための努力を奨励し、OECD がこの観点から可能な選択肢を検討することを求める。我々はまた、OECD に、任意によるピア・レビューやベストプラクティスの共有などを通じて、MNE 各国窓口（NCP）の成果を更に増大するため、引き続き尽力することを奨励する。

9. 我々は、イノベーションが生産性の向上及び新たな雇用創出において決定的であり、知識資産（KBC）に対するより多くの官民の投資を必要としていることを認識する。我々は、OECD イノベーション戦略の改訂及び根拠に基づくイノベーション政策の更なる強化に焦点を当てることを歓迎する。基礎研究に加え、研究開発のための財政手当では、民間投資を効果的にてこ入れしたり、革新的な新興企業の発展を支援することに狙いを定め、グローバルな課題により取り組むようにしていくべきである。中小企業を含む既存企業及び新規企業による新たな技術及びビジネスモデル展開の成功は、特にデータ主導型経済のためのイノベーション・フレンドリーな規制及び人的資源の質の向上を必要とする。我々は、早いペースでの技術進歩は、新たな、より持続可能な生産・消費モデルのための機会を生み出していることを完全に認識し、次なる生産革命の実現に係る OECD の取組を歓迎する。我々はよりレジリエントで持続可能な経済・社会を促進するための起業家精神の醸成における都市の役割の増大について議論を行った。

10. 我々はさらに、人々のスキル及び生涯学習への投資は経済成長を後押しし、雇用及び質の高い職へのアクセスを可能にし、格差に対処し、社会面での成果を改善するという事に合意した。我々は、適切なスキルを有しない個人は、経済的・社会的に阻害され、健康面でも不利益を被る高いリスクに直面することに留意する。我々は、特により効果的な職業訓練を通じて、スキル・ギャップを減少し、雇用可能性を向上させ、経済機会を増大させるため、労働市場のニーズに対応するスキルに対する投資への要請を改めて表明する。この観点から、我々はジェンダー平等、若年者雇用、高齢化社会及び移民の統合を含む、社会において過小代表となっている人々を対象とした OECD の

イニシアティブを歓迎する。我々は、OECD に、労働市場におけるテクノロジーがもたらす変化やグローバル・バリュー・チェーン（GVC）から起こるスキル関連の課題を更に検討することを要請する。

11. 我々は、気候変動に関する 2014 年閣僚声明を想起した上で、議長国のフランス及び他国と密接に協力して、COP21 において野心的な成果が出せるよう支援すべく引き続き取り組む。我々は、OECD に、IEA、ITF 及び NEA との更なる共同作業を通じたものを含め、国際的な気候変動交渉への支援を継続するよう要請する。この観点から、我々は、そのような目標への重要な貢献として、低炭素経済への移行に向けた政策の調和に係るプロジェクトを歓迎する。国内及び国家間のより良い政策の調和は、気候政策の全体的有効性を高めることができる。我々は、民間資金を含む、気候資金のてこ入れ及び把握を可能とするような環境整備に係る OECD の継続的な取組の重要性を認識する。我々は、市場アプローチ、輸出信用及びイノベーションを含む気候変動に対処するための効果的政策に係る更なる取組、並びに、税制及び民間による気候関連投資のてこ入れを含む、低炭素な移行のための資金調達に係る政策分析を期待する。我々は、非効率的な化石燃料に対する補助金を段階的に廃止するための OECD の取組を歓迎する。我々は、グローバルな気候課題への対処における技術の役割に係る OECD の継続的な取組を要請する。
12. 持続可能、統合的かつ包摂的な方法での水の管理は、持続可能な開発及び気候変動への適応努力を強化するために必要である。我々は、OECD 水ガバナンス原則を歓迎し、OECD に対し、水に係る既存の勧告を改訂・統合する 1 つの勧告を策定し、2016 年閣僚理事会に進捗を報告することを要請する。
13. 我々は、国際投資及び開かれた、ルールに基づく多角的貿易体制が民間セクターの発展、持続可能な経済成長及び雇用創出の鍵となる原動力であることを強調する。我々はまた、貿易促進を目的とする、WTO と整合的で、WTO を補完する、二国間、地域レベル、複数国間のイニシアティブを歓迎する。我々は、途上国を世界経済に完全に統合することが全ての国の利益につながることを認識し、各国に対し、貿易のための援助を通じたものを含め、より包摂的な成長を支援し、貿易、投資及び持続可能な開発の関係強化のための貿易政策を実施することを要請する。我々は、あらゆる形の保護主義に対抗するため、スタンドスティル（新規の保護主義措置の不導入）及びロールバック（既存の保護主義措置の是正）に係るコミットメントを再確認する。我々は、WTO 貿易円滑化協定及びドーハ開発アジェンダの妥結促進を目的と

する確実で有意義なポスト・バリ作業計画の完成を含む、WTO バリ・パッケージの全ての要素の実施を要請する。我々は、OECD に貿易関連政策の分析の継続を要請する。我々は、サービス貿易制限指標（STRI）の拡大及びその分析の活用を支持する。我々は、OECD に対し、製造業からサービス業へのシフトやスキル及び労働条件への影響との関係、途上国企業の参画奨励のための措置、責任ある企業行動の役割、包摂的成長及び雇用へのグローバル・バリュー・チェーン（GVCs）の影響を含む、GVCs 分析の深化を要請する。我々は、OECD に原材料貿易に係る取組の継続を奨励する。

14. 我々は、野心的なポスト 2015 開発アジェンダを要請した。我々は、7 月のアディスアベバにおける第 3 回開発資金国際会議、及び、ポスト 2015 開発アジェンダが採択される 2015 年 9 月のニューヨークの国連総会に対する OECD の貢献を認識する。この観点から、持続可能な開発のための政策一貫性、及び、知識共有を促進する上での OECD の役割は重要であり、我々は、ポスト 2015 開発アジェンダの成功に向けた貢献を促進するというコミットメントを再確認する。我々は、ポスト 2015 開発アジェンダ策定のプロセスが進行中であることを認識しつつ、持続可能な開発目標（SDGs）に対する OECD の支援を方向づける戦略的対応の準備を歓迎する。我々は改訂 PFI の普及、官民パートナーシップのグッドプラクティスの研究、及び、税と開発に係る取組を通じた途上国における税務関連の能力支援を含め、OECD がグローバルな資金動員に貢献するよう要請する。我々は、開発及び貧困削減の原動力としての民間セクターの役割を認識し、支援する。我々は、企業が経済成長、持続可能性、包摂性及び社会の進展により良く貢献することを可能にする、責任ある企業行動（RBC）の役割に留意する。
15. 途上国に対する ODA の GNI 比 0.7% という国連における目標を受入れている国を含め、我々は、ODA に係る各国のコミットメントを再確認し、それらの目標を達成するために引き続きあらゆる努力を行うことに合意する。我々はまた、最も支援を必要とする国により多くの ODA を配分し、後発開発途上国向け ODA の減少傾向を逆転させることに対するコミットメントを再確認する。我々は、新たな開発資金源を特定する上で、南南協力及び三角協力の貢献が大きくなっていることを認識する。我々は、持続可能な開発のための公的総支援に係る取組を含め、OECD 開発援助委員会（DAC）における統計の測定枠組みの現代化を歓迎する。我々は、途上国の統計整備能力の構築に係る専門性、及び、効果的な政策対話を支援するための、効果的な開発協力のためのグローバル・パートナーシップ（GPEDC）及び開発センターの活用も含

めた、プラットフォーム及びネットワークの活用に係る専門性を共有することを OECD に要請する。我々は 2016 年ケニアにおけるグローバル・パートナーシップ・ハイレベル会合に向けて、GPEDC と協働しつつ、あらゆる形態の開発資金をより効果的に活用できるよう、更なる努力を行う。

16. 我々は、コロンビア及びラトビアによる進行中の加盟審査プロセスにおける進展、並びにコスタリカ及びリトアニアの加盟審査の開始を歓迎する。我々は、新規加盟申請は個別に検討されることを想起する。我々はキーパートナーとの関係強化を支援する。この観点から、我々は、中国及びインドネシアとの共同作業計画の策定に向けた進展、並びに、相互利益に適う優先事項の特定を促進するブラジルとの合意文書への署名を歓迎する。我々は、東南アジア地域プログラム（SEARP）の 1 年目における重要な進展を歓迎し、地域のパートナーと協力して、そのモメンタムを更に築いていくことを奨励する。我々は、カザフスタン、モロッコ及びペルーとの国別プログラムの立上げを歓迎し、MENA-OECD プログラム及びユーラシア競争プログラムのマנדート更新を要請した。我々は、OECD に対し、戦略的枠組みを通じてラテン・アメリカ及びカリブ地域における活動を集約し、2016 年閣僚理事会において立上げられる可能性がある地域プログラムの設立を検討するよう求める。我々は OECD に、南東欧との地域プログラムの更なる強化及びウクライナとの取組の継続を求める。我々は、OECD にアフリカとの地域的取組の強化を要請する。
17. 我々は、来年の閣僚理事会がチリの議長国の下、再び招集されることを期待する。

(了)